**業　務　委　託　契　約　書**

●●●●●株式会社（以下、甲という）と●●●●●株式会社（以下、乙という）とは、次の通り業務委託契約を締結する。

第１条（目的）

甲は下記業務（以下業務委託という）を乙に委託し、乙はこれを受諾した。

委託業務名称：●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

委託業務内容： （１）●●●●●●●●●●●●●●●

（２）●●●●●●●●●●●●●●●

（３）●●●●●●●●●●●●●●●

第２条（業務の処理）

１．乙は、甲と協議のうえ決定した業務内容内容にそって委託業務を処理しなければならない。

２．乙は、前項の業務内容に定めのない細部の事項については甲の指示を受ける事とする。

第３条（委託業務の内容の変更）

甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の一部を変更することができる。この場合において、委託報酬又は委託期間を変更する必要があるときは、甲・乙協議して書面によりこれを定める。

第４条（報酬）

甲は、本委託業務に係わる報酬として、次の通り乙に支払うものとする。

１．報酬額　：　月額●●万円　（消費税抜き）

２．支払方法

毎月、甲は乙の指定する銀行口座に送金し、支払うものとする。なお、支払いにかかる手数料は甲が負担するものとする。

第５条（諸経費）

乙が、本業務について支出する出張旅費（甲の規定による）等の諸経費に関しては、甲の担当者の承認を得た上で、甲より乙に支払われるものとする。

ただし、甲乙間で取り決めた少額経費については、本契約報酬に含むこととする。

第６条（委託期間）

本契約の委託期間は、●●年●●月●●日より●●年●●月●●日まで有効とする。

第７条（損害賠償）

乙は、その責めに帰すべき事由により、委託業務の処理に関し甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

第８条（本契約の解除）

１．甲又は乙がこの契約に違背した場合、その相手方はこの契約を解除することができる。この場合、違約金は甲・乙協議し決定する。

２．甲又は乙が正当な事由をもって委託業務の中止を申し入れた場合、甲・乙の協議を経てこの契約を解除することができる。

３．業務委託の中止又は解除については、甲･乙とも実施の１ヵ月以上前に相手に申し入れることとする。

第９条（守秘義務）

甲および乙は、本基本契約または個別契約に関連して知り得た相手方または相手方の顧客の技術上、販売上その他業務上の機密を、本基本契約の存続期間中はもとより本基本契約終了後といえども第三者に漏洩してはならないものとする。

第１０条（権利の譲渡）

乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、甲の書面による承諾なしに第三者に譲渡しまたは引き受けさせてはならない。

第１１条（その他）

本契約書に定めのない事項は、甲・乙間で協議し決定するものとする。

第１２条（専属的合意管轄裁判所）

甲および乙の間で、訴訟の必要が生じたときは、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を甲および乙の第１審専属的合意管轄裁判所とします。

第１３条（反社会的勢力の排除）

１．本条において「反社会的勢力」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

（１）暴力、威力又は詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人

（２）暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会引導標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、

特殊知能暴力集団又はこれに類する集団又は個人

（３）暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為を行う集団又は個人

２．甲又は乙は、反社会的勢力が、本契約の相手方となることを拒絶する。

３．甲又は乙は、本契約が締結された後に、相手方が暴力団を始めとする反社会的勢力であると判明した場合又は相手方が不当な要求行為を行った場合には、何らの催告をしないで本契約を解除することができる。

上記契約を証するため、本書２通を作成し、甲・乙名捺印のうえ、各自その１通を保有する。

令和　●年●●月●●日

甲：〒●●●－●●●●

●●●●●●●●株式会社

代表取締役　　●●　●●　印

乙：〒●●●－●●●●

●●●●●●●●株式会社

代表取締役　　●●　●●　印